

(1) 地域防災計画の改訂概要

全体に関する意見 ■：地域防災計画に反映

関連する章節	内容	対応案
風水害対策編 第2章 第1節	P17(3)④オ 「小中学生対象の防災教育」は重要であり、賛成です。	—
第1章 第2節	「処理すべき業務大綱」中、宮城海上保安部の項目を、他市町の表記と統一するため次のとおり修正願います。 修正前：(4) 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保 修正後：(4) 海上交通安全の確保	ご指摘の通り反映いたします。
—	全般に数量的措置が不足である。どの部署が何をどの位供給するのか概敬でも示しておかないと実施時、あるいは準備時、動かないことになる。万事そのような計画を。	数量等の具体的な役割分担及び地域防災計画への記載方法については、次年度、地域防災計画に記載するか各担当の対応マニュアルを作成し記載するか検討してまいります。

①防災関連施設の見直しについて

本市指定避難所となっている施設には被災リスクのある建物等が含まれております。本町公民館は、文化財に指定されていることや耐震性が確認されておらず、地震によって被災することが懸念されております。改訂では、震災以降に本町公民館を避難所として開設した際、避難者がいなかったことや、付近に指定避難所となっている塩竈市立第一小学校があることから指定避難所から外すことを検討しています。この事務局案についてご意見をお聞かせください。

関連する章節	内容	対応案
第2章 第23節	本町公民館・塩釜第一小学校のある場所は山地にありますので外してしまいますと、老人の方々が移動するのが大変だと思っておりますので、外さずに継続していただきたい。	本町公民館には200m先に第一小学校をはじめ、近隣に複数の指定避難所がございます。また、東日本大震災以降、避難所を開設した際も避難の実績がない状況となっております。耐震性に問題があることから安全性のため指定避難所を外してまいりたいと考えております。
第2章 第23節	現状にあわせて外すこと賛成です。	—
第2章 第23節	近隣に一小、塩釜高校があり、事務局案でよいと考える。	—
第2章 第23節	事務局案に賛成します。	—
第2章 第23節	事務局案に賛同する。	—
第2章 第23節	公民館本町分室について、指定避難所から外すことは賛成です。 なお、耐震性の確保が図られた場合には、避難所以外の用途で予備的な施設として活用する場面があるか検討の余地はあると思っております。	今後、耐震性確保ができた場合、活用方法を検討してまいります。
第2章 第23節	避難所は安全・安心を求めて住民が避難する場所であることから、耐震性に関して信頼のおける場所を選定することが適切。よって本町公民館を指定避難所から外す事務局案に同意する。	—
第2章 第23節	避難所は安全・安心を求めて住民が避難する場所であることから、耐震性に関して信頼のおける場所を選定することが適切。よって本町公民館を指定避難所から外す事務局案に同意する。	—
第2章 第23節	改定案に賛成です。 避難者がいない避難所を開設することで、自治体担当者様の負担増となることかが考えられる。また、本当に必要な避難所を充実させることに繋がると思っております。	—
第2章 第23節	・被災リスクのある本町公民館を指定避難所から外すことを検討するとしておりますが、第一小学校に変更となる旨、地域住民の承諾が必須と思われる。 ・また、住民へは何故、被災リスクを無くせないか等の理由も必要となると思われる。	本町公民館を指定避難所から外す経緯について、町内会説明会等において周知してまいります。

②自主防災組織の育成について

町内会アンケートでは、住民の高齢化による自主防災組織活動の低迷や若い世代の防災意識向上が課題とされました。そのことから、地域防災計画には「市は、自主防災組織の運営や活動に関するマニュアル等を策定し、周知を図るとともに、近隣地区による自主防災組織の合同運営や若い世代に対する自主防災組織の必要性に関する普及・啓発等、高齢化等による自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みを推進する。」としております。この事務局案についてご意見をお聞かせください。

関連する章節	内容	対応案
第2章 第12節	良いと思います。	—
第2章 第12節	コロナで町内会としての事業がなくなり近所同士での関係が希薄になっております。「共助」は大切です。ぜひ推進していただきたい。	—
第2章 第12節	町内会を動かそうとしても難しい面が多々あるが、自主防災組織は推進していかなければならないと考える。小・中・高の学校と児童生徒をどのように関わらせていくか、学校運営協議会（コミュニティースクール）を活用していけないか要検討。	自主防災組織活動の低迷を改善する取り組みの一つとして、学校運営協議会（コミュニティースクール）の活用を検討してまいります。
第2章 第12節	事務局案に賛成します。	—
第2章 第12節	災害への備えを考える際には、自助、共助、公助が重要になることから、本取組みの推進について異論ございません。	—
第2章 第12節	事務局案に賛同する。	—
第2章 第12節	地域で高齢化が進んでいるからこそ、自助・共助として自主防災組織の活動等に期待が寄せられるところだと思います。 若い世代については、まず日頃の備えの活動から参加が増えることが望ましくそのための普及啓発等様々な取り組みが必要と思っております。しかしながら、実際は日頃の参加が困難な方が多いのも現実と思われ、そこで、災害時にこそ若い世代の参加が得られるよう、マニュアル等用意することや周知を図ることも一策かと思っております。 また、動ける高齢者による活動も大切であり、事務局案の近隣地区による自主防災組織の合同運営もよい方策と思っております。	—
第2章 第12節	事務局案に同意する。 一方で町内会が高齢化が進んでおり、若者中心の組織体でないため、若い世代に直接訴える・普及する機会が少なく、かつ、響きにくい（理解を得難い）と史料。このため、若者が多く関与する「祭り」の組織や機会と連携させる等、踏み込んだ計画の策定、又は、実行が必要と思われる。	町内会や自主防災組織の普及方策については、すでに消防団と連携している部分もあることから、方法、場面等含めて検討してまいります。
第2章 第12節	事務局案に賛成です。 継続した自主防災組織活動は、いつ起こるか分からない災害発生時に、「自らの命は自ら守る行動」に繋がると思っております。	—
第2章 第12節	・長期的な実効性のある解決策は無い。※学識者の意見 ・「多様な主体（民間会社等）の参画による広域的応援体制の充実、地域ぐるみの防災教育の推進や自助・共助・公助バランスの取れた地域防災力の構築が必要」との意見。 ・本文に異議なし	—

③自動車避難について

自動車避難に対し渋滞等の問題や受け入れ態勢の確保など整理すべき課題があります。そのため、地域ごとの自動車用避難経路の検証や受け入れ先の状況の整理などを行う必要があることから、地域防災計画には「自動車避難に関するマニュアル整備に努める。」とする方針であります。この事務局案についてご意見をお聞かせください。

関連する章節	内容	対応案
第3章 第12節	良いと思います。	—
第3章 第12節	原則と徒歩としても実際逃げるとなると荷物を持ったり高齢者がいたりで自動車避難は容認せざるを得ない。マニュアル整備は必須である。	—
第3章 第12節	災害の種類によって対応が違ってくると思う。 大地震により津波警報はマイカー避難は原則禁止だが、先日のような津波注意報では時間的にも余裕あり可と思う。台風時も事前に想定されているので可。また、身体の不自由な方などは自動車避難もありではないか。	自動車避難は、例として要支援者等の避難や台風時などに使用を限定するなど、本市に沿うマニュアルを作成していきたいと考えております。
第3章 第12節	事務局案に賛成します。	—
第3章 第12節	徒歩での避難を原則としつつも、避難できない住民がいない状況の実現のための整備は重要な取組みであると思いますので、異論ありません。	—
第3章 第12節	事務局案に賛同する。 マニュアルの整備にあたっては、いわき市の事例を参考に検討会を設置し、早期から綿密に調整を行う必要があると思われる。	マニュアル作成時には関係機関との協議も必要となってくると考えておりますので、検討会の設置について、今後検討してまいります。
第3章 第12節	津波からの避難については、原則、徒歩での避難はのぞましい。しかし、避難場所まで距離がある場合、避難行動要支援者、高齢者や障がい者のかた等でやむを得ず自動車により避難が必要な場合があると思われます。 市内一律に取り扱いを定めるのは難しいでしょうから、事務局案の地域計画の中で検討される方針に賛成します。	—
第3章 第12節	事務局案に同意。 発災時、塩釜市に住む自衛官は、緊急登庁しているため、渋滞にまきこまれることは自衛隊の初動態勢にも影響を与えます。このため、マニュアル整備に関しては、災害対処にあたる市職員や自衛官、消防士、警察官等の優先出動経路等も考慮してもらえればありがたい。	自動車避難は、例として要支援者等の避難や台風時などに使用を限定するなど、本市に沿うマニュアルを作成していきたいと考えておりますので、検討課題の一つとさせていただきます。
第3章 第12節	自動車避難は、渋滞になると避難が遅れる原因にもなりますが、自動車避難に関するマニュアルが整備され、自動車によるスムーズな避難が可能になれば、有効な避難の手段になると思います。	—
第3章 第12節	・「道路管理者（自動車専用道路含む）は、地震や津波警報規模等によって、通行規制を行うことから、自動車避難等のマニュアル策定時に十分留意する事」との意見。 ・本文内容に異議なし。	マニュアル作成時の参考意見とさせていただきます。
第3章 第12節	自動車避難を積極的に導入している自治体を見ると、住民の避難所までの距離が数キロメートルと長く、避難経路も多数選択できるなどにより、渋滞のリスクがほとんど無いところである。 貴市には、国道45号線を初めとした幹線道路が複数存在し、11年前の震災時も渋滞が発生したと伝え聞いている。特に、国道45号線などは貴市以外からの大型車両が多く存在することが想定されるため、防災計画で住民に周知しても、交通をコントロールするのは非常に困難と思慮する。 貴市の方針は尊重するが、自動車による避難を優先するのではなく、（塩竈市の歴史や文化を背景に育まれてきた）住民同志の繋がりを生かす避難の仕組みづくり「共助」の部分の強化に力を入れていただきたい。	自動車避難は、例として要支援者等の避難や台風時などに使用を限定するなど、本市に沿うマニュアルを作成していきたいと考えております。 ご指摘のとおり、自動車避難を優先するのではなく、徒歩避難が難しい方々の避難方法について自動車避難を含め検討してまいります。

(2) 専門委員会の設置について

本市では、地域防災計画改訂にあたり、女性や災害弱者の視点や意見を取り入れるため、女性で構成する専門委員会を設置する方針であります。任命する職種等は条例で定められていることから、市職員（係長、保健師、栄養士、保育士等）、市内小中学校の教員、養護教諭としていく方針であります。この事務局案についてご意見をお聞かせください。

関連する章節	内容	対応案
—	必要です。委員候補に福祉関係が入っても良いと思います。東日本大震災時避難所にて性被害にあったことを十年後くらいに話してる人たちがいました。その当時は話せなくて耐えていた由。対策検討を要すると思う。	福祉関係の職員は、保健師を委員としてまいります。
—	良いと思います。	—
—	条例で定められているのなら従うだけです。	—
—	一般市民はどうでしょうか（例：PTA役員等）	条例で委員となる職種等が定められております。一般市民の方の代表として、町内会説明会の中でご意見を頂戴してまいります。
—	事務局案に賛成します。	—
—	事務局案に賛同する。	—
—	事務局案に対し特に意見はありません。（賛成します。）	—
—	事務局案に同意する。	—
—	事務局に同意する。	—
—	専門委員会の設置に賛成です。 男性だけでは気づかないこともあると思います。女性の視点が入ることで、きめ細やかな気配りが可能となり災害対応力の強化につながると思います。	—

(3) 給水体制について

防災計画では、事務局案として「市は、自主防災組織や町内会と連携し、災害時における高齢者や要支援者の給水支援体制の構築に努める。その際、自主防災組織や町内会に対し、給水支援の具体的な内容（どこの誰が支援を必要としているのか、個別の給水量はどの程度か、等）について明示する。」としておりますが、災害弱者となる方々への支援体制など市のみでは対応が難しい状況です。災害弱者となる方々への支援方法など良い案や各委員の皆さまの立場から支援できると考える対応があればお聞かせください。

関連する章節	内容	対応案
第3章 第17節	災害弱者の支援は町内会にてできる限り支援を行い普段から住民一人ひとりのコミュニケーションを取りながらの意見・要望を普段から把握して防災に備えていく事が一番大事なことだと考えます。	—
第3章 第17節	給水だけでなく食料、物資の支援も想定され、長期間になれば自衛隊やボランティアの方々の支援を受けながら地域の状況に詳しい町内会、自治会の方で対応していただくのが望ましいのでは。	—
第3章 第17節	町内会として日頃より災害弱者と思われる方々を把握し近隣の方々とコミュニケーションをはかること。基本はやはり共助でしょうか。	—
第3章 第17節	町内会と福祉がどう関わっていけばよいかですね。	—

第3章 第17節 第2	海上保安庁では、飲料水等生命の維持に必要な物資の緊急輸送について、必要に応じ又は自治体等からの要請に基づき迅速かつ積極的に実施しています。 例として、 ・巡視船を着岸させての港湾内での給水支援（令和元年東日本台風） ・巡視船搭載艇による港湾への飲料水輸送（同上） ・回転翼機によるヘリポート等への飲料水等輸送（令和2年7月豪雨） 等、船艇や航空機を活用した支援を行っています。	第17節 第24 他機関への応援要請に要請先として海上保安部を明記してまいります。
第3章 第17節 第2	災害時には、1人1日3リットルで最低3日分の水の確保が必要とされています。地域住民の自主的組織や町内会での給水体制・支援等ではなかなか難しいと思います。 例えば）指定公共機関として協力できる事 ・NTT東日本としては、通信孤立地区等での災害弱者への通信確保等の災害活動を行っています。 活動中に災害弱者等へ何らかの給水支援等ができる部分もあるのではないかと感じています。 自治体様の対応するフェーズに応じた支援等を含め、意見交換等をさせて頂ければと思います。	今後、協力体制と構築できるか協議してまいりたいと思いますのでご協力よろしくご協力致します。
第3章 第17節	警察の災害警備活動を通じて把握した情報の提供が可能である。	—
第3章 第17節	1人1日2リットルの水が必要。地区毎に必要な量が算出でき、水道が機能している場合は問題ないが、そうでない場合水の調達先と運搬主体を決めて、ともかく運んで届ける。余るようなら次回巡回にまわす。	—
第17節 第2	給水は災対上下水道部の業務とされており、上下水道部だけでは地域の高齢者や要支援者への給水活動は困難です。 庁内においては、町内会担当や福祉担当の協力により要支援者支援物資・給水チームをつくり、次の業務を担当する体制づくりが必要と考えます。 ①必要な支援内容の受付 ②各自主防災組織や町内会へ要支援者リスト（必要量記載）と給水袋等の配布 また、各自主防災組織や町内会におかれましては、集会所等の拠点から要支援者への配布（給水等支援）を担っていただきたく、体制づくりを願うものです。	1 応急給水体制 地震発生後、直ちに災対水道部内の初動体制を確立し、 →地震発生後、直ちに災対水道部を主体とした初動体制を確立し、各災対部と連携し給水体制を整えていく必要があると考えております。
第3章 第17節	ニーズの把握にはSNSの活用がよいと考える。特に、若い世代でSNSを活用する人達に、具体的につぶやいてもらえるよう市のHP・Twitter等で上記の内容でつぶやいてもらうことを発信する。 一方、市ではSNS等を確認する担当職員を指定し「DISSANA」「D-SUMM」（Twitter上の災害情報を分かりやすく整理・要約するシステム）から分析、見積もる等すればよいのではないかと史料	—
第3章 第17節	市のみでは対応が難しい状況であることは理解いたしますが、当社はライフラインを担う企業のため、災害発生時は電気の復旧作業を優先せざるを得ません。 要支援者(家族を含む)自らの備えをするとともに、自治体と自主防災組織・町内会が備蓄をサポートする体制を構築することも有効ではないでしょうか。	—
第3章 第17節 第2	・高齢者や要支援者等からの支援要請内容を地区単位で集約・取り纏める機能が必要であり、人的処理は極めて時間を要すると思慮。 ・5Gによる大容量・高速通信を利用した災害弱者からの状況や支援要請内容を簡単に選択でき、本部へ配信できるようなアプリケーションを開発する事と無償で配布するような行政機関としての判断や決定を今後検討すべき。 ・国交省では、災害対策車として給水車を有しており、自治体浄水場等からの給水を受け、被災者等へ供給する支援体制がある。 ・給水車稼働中の必要経費（OP・燃料等）は自治体負担となります。	第17節 第24 他機関への応援要請に要請先として仙台河川国道事務所を明記してまいります。

(4) その他のご意見について他

関連する章節	内容	対応案
第1章 第1節 第7	一般社団法人宮城県LPガス協会の地域支部として塩釜支部（塩釜市、多賀城市、利府町、松島町、七ヶ浜町） がありましたが、前回の地域防災計画改訂後に支部制から協議会組織となりました。また、隣接する黒川支部との合併もありくろしおLPガス協議会という名称になりました。よって修正をお願い致します。	指摘の通り反映してまいります。
第2章 第8節 第4	（一社）宮城県LPガス協会塩釜支部 を くろしおLPガス協議会へ修正をお願いいたします。 78ページに関係団体との連携強化＜塩釜市の応援協定の実績＞ 41. 平成28年4月15日 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定をくろしおLPガス協議会名で締結	指摘の通り反映してまいります。
第3章 第25節 第4	（一社）宮城県LPガス協会塩釜支部 を くろしおLPガス協議会へ修正をお願いいたします。 津波、風水害、原子力編にも反映していただければと思います。	指摘の通り反映してまいります。
—	NTT東日本は有事の際、県・被災自治体ヘリエゾン（情報連絡員）を速やか派遣、情報共有・関係機関と連携し災害弱者や地域重要施設への通信確保等、災害活動を実施していきたいと考えております。 引き続き、地域貢献の観点から意見交換等をさせて頂ければと思います。	—
第3章 第12節	避難所のトイレの数値目標。世界的に最低20人に1個は設置。避難者に対するトイレ数の確保と調達先まで明示しないと実際に動かない。季節の考慮がない。（暖房、換気など）	県地域防災計画にも記載ないことから、具体的な数値目標は避難所運営マニュアル等に整理してまいります。
第3章 第8節	DMA Tは原則外部からで、72時間で撤収する。現場の医療が機能しない場合は、外部からJMAT、JPATが入ることになっている。 この部分の記述は主語が不明瞭で、行動内容も具体性が欠く。地域の災害医療コーディネーターが指定されており、その指示のもとに活動することになる。	現在、DMA Tの活動内容は宮城県地域防災計画をもとに策定しております。今後も県地域防災計画のDMA Tにかかる内容を参考にしながら改訂してまいります。
第3章 第12節 第9	3 市、県、国、運送事業者は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。 →下線部の表現がわかりづらい。「具体的なオペレーション」とは？ （修正案）具体的な手順等を定めた計画をあらかじめ策定し、その計画に基づき	ご指摘の通り反映してまいります。

第3章 第12節 第9	4 市、県、政府本部、指定行政機関、公共機関及び事業者は、… →「事業者」とは何のこと？ あえて特定しない広範囲な意味でしょうか？	主には運送事業者と放送事業者を指してまいります。その他の事業者が関連してくる可能性もあることから、広い意味で使用してまいりましたのでご理解をお願い致します。
風水害対策編 第2章 第1節	(1) 市は雨水出時の円滑かつ迅速な避難の確保、及び浸水を防止することにより被害の軽減を図るため、以下の排水施設について、想定最大規模の降雨により浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定する。 → (下線部修正案) 以下の排水施設について、想定最大規模の降雨により当該雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定する。	ご指摘の通り反映してまいります。
第1章 第1節	修正案では、「今回」を「平成26年」に改めているのみだが、今回の令和4年度の改定内容（資料1概要に記載の改定方針？）について記載すべきでないか。	令和4年度の改訂内容を整理し追記してまいります。 令和4年度は、災害対策基本法の改正等を踏まえた修正を行うとともに、町内会や市職員を対象としたアンケート調査等から得られた課題を踏まえた修正を行っております。
第1章 第1節	(修正前)東北電力株式会社塩釜営業所 → (修正後)東北電力ネットワーク株式会社塩釜電力センター	ご指摘の通り社名の修正を反映してまいります。
第1章 第1節	「(2)宮城県」中、仙台保健福祉事務所塩釜総合支所 を、 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)と修正願います。 ※塩釜総合支所という名称は存在しないため。	ご指摘の通り組織名称の修正を反映してまいります。